No.287 2022/6/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

100%子会社が解散による残余財産の分配をした場合の課税関係

Q 当社の 100%子会社が事業を廃業して解散することとなりました。この場合、残余財産を株主として取得した場合、どのような課税関係になるのでしょうか？また、株主が会社ではなく個人である場合はどのように扱われるのでしょうか？

解説

残余財産の分配に伴って、株主が出資した金額より大きな金額の金銭を受け取った場合は、その超えた部分はみなし配当として扱われます。

1． みなし配当とは？

みなし配当の額は下記の算式で算定していくこととなります。

$$\text{みなし配当金額} = \text{残余財産の分配額} - \frac{\text{残余財産を分配する直前の資本金等の額}}{\text{分配直前の発行済み株式総数}} \times \text{分配対象の株式数}$$

2． みなし配当の税率

非上場会社が親会社もしくは出資した個人に対してみなし配当を支払った場合は所得税の源泉徴収税額が 20.42%（住民税はなし）となります。したがって、残余財産の分配額については、源泉徴収税額控除後の金額を支払います。

3． みなし配当を受け取った場合の処理

1）親会社が受け取った場合

残余財産の分配額のうちにみなし配当となる金額がある場合には、受取配当等の益金不算入の規定が適用されます。100%子会社からの配当金は、原則、全額を益金不算入となります。また、所得税額控除の対象となり、その年の法人税額から控除できます。

2）個人が受け取った場合

非上場会社から受け取るみなし配当に係る 20.42%の源泉徴収税額については、その年分の確定申告において所得税額から控除できます。また、通常の配当金と同様、配当控除の適用を受けることができます。

要するに…

会社が解散して残余財産を分配する場合、出資額以上の部分については配当とみなされます。なので、通常の配当と同様に、支払確定日から 1 か月以内に支払調書合計表を税務署に提出し、株主に対してみなし配当である旨を記載した支払調書を送付する必要があります。